



和歌山市公報

令和4年（2022年）2月1日
第1720号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【告示】

番号		ページ
24	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（自治振興課）	2
25	公示送達（平成31年度第8期国民健康保険料督促状並びに令和3年度第4期及び第5期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	2
26	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	2
27	公示送達（令和3年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	3
28	公示送達（令和3年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・（保険総務課）	3
29	公示送達（令和3年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・・・・・・・・・（介護保険課）	3
30	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	3
31	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	4
32	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	5
33	令和3年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	6
34	和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定についての議会の審議の結果・・・・・・・・（行政経営課）	6
35	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・（納税課）	6
36	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・（自治振興課）	6
37	公示送達（市県民税普通徴収督促状）・・・・・・・・（納税課）	7
38	公示送達（令和3年度国民健康保険料更正通知書）・・・・・・・・（国保年金課）	7

【公告】

○	土地改良事業の計画の概要の縦覧・・・・・・・・（耕地課）	7
○	土地改良事業の計画の概要の縦覧・・・・・・・・（耕地課）	8
○	土地改良事業の計画の概要の縦覧・・・・・・・・（耕地課）	9
○	道路位置の指定・・・・・・・・（建築指導課）	10
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（都市計画課）	10
○	市有財産売却公告・・・・・・・・（用地課）	10
○	道路位置の指定・・・・・・・・（建築指導課）	11
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（都市計画課）	11

【市議会告示】

1	条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与・・・・・・・・（議事調査課）	12
---	---------------------------------------	----

【教育委員会告示】

2	教育委員会の招集・・・・・・・・（教育政策課）	12
---	-------------------------	----

【企業局告示】

- 3 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・（企業総務課） 13
- 4 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による指定工事店の営業の譲受けの承認・・・・・・・・（企業総務課） 13

【 企業局公告 】

- 公有財産売却公告・・・・・・・・（企業総務課） 14

【 告 示 】

和歌山市告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 18 日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
境原自治会	代表者の氏名及び住所	川口泰治 和歌山市境原 3 4 4	藤井安一 和歌山市境原 5 7 2	令和 4 年 1 月 2 日

（令和 4 年 1 月 18 日 掲示済）

和歌山市告示第 25 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 1 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
平成 31 年度 令和 3 年度	第 8 期 第 4 期 第 5 期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 4 年 1 月 30 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 4 年 1 月 20 日 掲示済）

和歌山市告示第 26 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 4 年 1 月 20 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
18-40	野崎 40 号線	和歌山市福島 279 番 9 地先 ～ 和歌山市福島 279 番 21 地先	旧	29.1	6.00
			新	29.1	6.30

34-107	小倉107号線	和歌山市新庄55番1地先	旧	17.4	4.00
		和歌山市新庄55番8地先	新	17.4	6.90

(令和4年1月20日揭示済)

和歌山市告示第27号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年1月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和3年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和4年1月24日揭示済)

和歌山市告示第28号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年1月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和4年2月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年1月24日揭示済)

和歌山市告示第29号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年1月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和3年度第7期の納期は、令和4年2月3日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年1月24日揭示済)

和歌山市告示第30号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 24 日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 1 月 8 日及び同月 14 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 1 月 7 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 4 年 1 月 24 日 掲示済)

和歌山市告示第 3 1 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 24 日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上	令和 4 年 1 月 1 1 日、同月 1 2 日及び同月 1 4 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

- (1) 返還日
月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）
- (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (3) その他
(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 4 年 1 月 24 日 掲示済)

和歌山市告示第 32 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 24 日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 処分理由
移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため
- 2 処分年月日
令和 4 年 1 月 25 日
- 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 3 年 9 月 27 日	令和 3 年 10 月 8 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 3 年 9 月 24 日	令和 3 年 10 月 8 日
J R 六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 3 年 9 月 24 日	令和 3 年 10 月 8 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 3 年 9 月 16 日	令和 3 年 10 月 8 日
和歌山市内一円市道上、市営京橋駐車場跡及び西保健センター	令和 3 年 9 月 17 日、同月 24 日及び同月 28 日	令和 3 年 10 月 8 日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電話 422-4100

(令和 4 年 1 月 24 日 掲示済)

和歌山市告示第 33 号

令和 4 年 1 月 27 日市議会臨時会において議決された令和 3 年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、別添のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

(令和 4 年 1 月 28 日 掲示済)

和歌山市告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 月 7 日付けで請求のあった和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について、同条第 3 項の規定による議会の審議の結果を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

議件番号	件名	議決年月日	結果
議案第 2 号	和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について	令和 4 年 1 月 27 日	否決
発議第 1 号	議案第 2 号 和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定についてに対する修正案	令和 4 年 1 月 27 日	否決

(令和 4 年 1 月 28 日 掲示済)

和歌山市告示第 35 号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 4 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和 4 年 1 月 28 日 掲示済)

和歌山市告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 28 日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
下新出自治会	代表者の氏名 及び住所	矢船政照 和歌山市下三毛 203	中筋和行 和歌山市下三毛 192	令和 4 年 1 月 9 日

(令和4年1月28日揭示済)

和歌山市告示第37号

市県民税普通徴収督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年1月31日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和4年1月31日揭示済)

和歌山市告示第38号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年1月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和4年2月21日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年1月31日揭示済)

【 公 告 】

和歌山市永山地区の一部を受益地域（別紙のとおり）とするため池等整備事業（新池（永山）地区）を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年1月18日

和歌山市長 尾花正啓

- 縦覧に供する書類
県営ため池等整備事業 新池（永山）地区土地改良事業計画概要書
- 縦覧期間
令和4年1月19日から同年2月16日まで
- 縦覧場所
和歌山市産業交流局農林水産部耕地課
- 意見書の提出方法等について
(1) 意見書の提出
ア 宛先
和歌山市長 尾花正啓
イ 提出先
和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

(2) 意見書の提出期限

令和4年2月16日

(3) 記載事項

ア 意見提出者が個人である場合にあつては住所及び氏名、法人である場合にあつては法人名及び所在地

イ 意見の内容及び理由

(4) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、使用する言語は日本語に限ります。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

(別紙)

[受益地域]

市町村名	大字名	字名	地域	備考
和歌山市	永山		一部の田、畑	

(令和4年1月18日揭示済)

和歌山市薬勝寺地区の一部を受益地域（別紙のとおり）とするため池等整備事業（大池（薬勝寺）地区）を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年1月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 縦覧に供する書類

県営ため池等整備事業 大池（薬勝寺）地区土地改良事業計画概要書

2 縦覧期間

令和4年1月19日から同年2月16日まで

3 縦覧場所

和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

4 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出

ア 宛先

和歌山市長 尾花正啓

イ 提出先

和歌山市産業交流局農林水産部耕地課

郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

(2) 意見書の提出期限

令和4年2月16日

(3) 記載事項

ア 意見提出者が個人である場合にあつては住所及び氏名、法人である場合にあつては法人名及び所在地

イ 意見の内容及び理由

(4) 意見書の提出上の注意

- ア 意見書の様式は任意ですが、使用する言語は日本語に限ります。
- イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ウ 電話での意見はお受けできません。

(別紙)

[受益地域]

市町村名	大字名	字名	地域	備考
和歌山市	薬勝寺		一部の田、畑	
	仁井辺		一部の畑	

(令和4年1月18日揭示済)

和歌山市府中地区の一部を受益地域（別紙のとおり）とするため池等整備事業（天王池地区）を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第5項において準用する同法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年1月18日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 縦覧に供する書類
県営ため池等整備事業 天王池地区土地改良事業計画概要書
- 2 縦覧期間
令和4年1月19日から同年2月16日まで
- 3 縦覧場所
和歌山市産業交流局農林水産部耕地課
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出
 - ア 宛先
和歌山市長 尾花正啓
 - イ 提出先
和歌山市産業交流局農林水産部耕地課
郵便番号640-8511
和歌山市七番丁23番地
 - (2) 意見書の提出期限
令和4年2月16日
 - (3) 記載事項
 - ア 意見提出者が個人である場合にあつては住所及び氏名、法人である場合にあつては法人名及び所在地
 - イ 意見の内容及び理由
 - (4) 意見書の提出上の注意
 - ア 意見書の様式は任意ですが、使用する言語は日本語に限ります。
 - イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
 - ウ 電話での意見はお受けできません。

(別紙)

[受益地域]

市町村名	大字名	字名	地域	備考
和歌山市	府中		一部の田、畑	

(令和4年1月18日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。
令和4年1月21日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年1月19日 和建指第2689号	和歌山市栄谷字 宮ノ前724番 1の一部	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステー ト株式会社 代表取締役 山田 茂	6.00m×45.94m 45.94m

(令和4年1月21日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年1月26日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市園部字中前田1459番8、1460番1、 1461番1、1464番1	和歌山市餌差町1丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介

(令和4年1月26日揭示済)

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年1月31日

和歌山市長 尾花正啓

1 入札により売却する物件

物件 番号	所在、地番	地目	地積	最低入札予定価格
1	和歌山市善明寺字岡ノ谷599番1	宅地	149.50㎡	2,391,000円
	和歌山市善明寺字岡ノ谷599番2	宅地	88.55㎡	
	和歌山市善明寺字岡ノ谷599番5	宅地	80.86㎡	
2	和歌山市善明寺字岡ノ谷598番4	宅地	23.56㎡	202,000円

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、「善明寺地区内における旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条に規定する地域改善対策特定事業の協力者」等の個人とします（親族2人以上の連名による入札参加も可能とします。）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 法人
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市職員
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他

の使用人又は入札代理人として使用するもの

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

3 契約条項を示す期間及び場所

期間 令和4年1月31日（月）から2月9日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで

場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎4階 用地課

4 参加申込みの受付

期間 令和4年2月8日（火）から同月9日（水）まで
午前9時30分から午前12時00分まで

場所 和歌山市善明寺361-3 善明寺文化会館

5 入札執行の日時及び場所

物件番号	日時		場所
1	令和4年3月9日（水）	午前9時30分	和歌山市善明寺361-3
2		午前10時00分	善明寺文化会館

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として納付すること。
落札者は、契約締結時までに落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、契約締結時までに落札金額を全額納付する場合契約保証金は不要とする。

7 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

8 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

9 契約の締結についての議会の議決の要否

否

10 契約書の作成の要否

要

11 郵便による入札書の提出の可否

否

12 その他

詳細は市有地売払い案内による。

(令和4年1月31日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年1月31日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年1月27日 和建指第2695号	和歌山市栄谷字観音前 515番1の一部、5 15番9、515番1 1	和歌山市太田1丁目12 番26-13号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示	5.00m×32.18m 32.18m

(令和4年1月31日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定

に基づき公告する。

令和4年2月1日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市新庄字島畑421番、422番、423番2の一部、424番の一部、水路、里道（西側）、429番5（東側）	和歌山市黒田1丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男

（令和4年2月1日揭示済）

【市議会告示】

和歌山市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月24日

和歌山市議会議長 吉本昌純

- 1 日時 令和4年1月25日（火） 午前10時開会予定の総務委員会にて
- 2 場所 和歌山市役所3階 和歌山市議会 第1委員会室
- 3 件名 議案第2号 和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について
- 4 人数 請求代表者6人以内
- 5 陳述時間 全体でおおむね60分以内

（令和4年1月24日揭示済）

【教育委員会告示】

和歌山市教育委員会告示第2号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年1月31日

和歌山市教育委員会

教育長 阿形博司

- 1 日時 令和4年2月3日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 令和4年2月補正予算要求見積書（案）について
 - (2) 令和4年度教育委員会関係予算（案）について
 - (3) その他

（令和4年1月31日揭示済）

【企業局告示】

和歌山市企業局告示第 3 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から 2 週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 18 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

1 公共下水道の供用開始**(1) 供用を開始すべき年月日**

令和 4 年 2 月 1 日

(2) 下水を排除すべき区域**ア 和歌川終末処理場に下水を排除すべき区域**

和歌浦中 1 丁目の一部

イ 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

今福 1 丁目、関戸 3 丁目、新高町、西小二里 2 丁目、西浜、松ヶ丘 2 丁目、松ヶ丘 3 丁目、毛見、鳴神の各一部

ウ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

磯の浦、狐島、木ノ本、島橋東ノ丁、島橋南ノ丁、西庄の各一部

(3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

(4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 和歌浦中 1 丁目、今福 1 丁目、関戸 3 丁目、新高町、西小二里 2 丁目、西浜、松ヶ丘 2 丁目、松ヶ丘 3 丁目、毛見、鳴神、磯の浦、狐島、木ノ本、島橋東ノ丁、島橋南ノ丁、西庄の各一部

2 終末処理場による下水の処理の開始**(1) 下水の処理を開始すべき年月日**

令和 4 年 2 月 1 日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第 2 号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

(3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称**ア 和歌山市塩屋 5 丁目 3 番 4 1 号 和歌川終末処理場****イ 和歌山市三葛 5 10 番地の 1 中央終末処理場****ウ 和歌山市本脇 6 5 3 番地の 2 北部終末処理場**

(令和 4 年 1 月 18 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 4 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 13 年条例第 26 号）第 7 条の規定により指定工事店の営業の譲受けを承認したので、同条例第 18 条第 2 号の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 24 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指定番号	第 629 号
承継年月日	令和 4 年 1 月 7 日

	変更前	変更後
指定工事店名	友機商会	
営業所所在地	和歌山市津秦 129 番地 20	
代表者氏名	高島順治	高島裕治

(令和 4 年 1 月 24 日揭示済)

【 企 業 局 公 告 】

公有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年1月25日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

1 一般競争入札により売却する物件

以下の土地を入札に付し、売却する。

物件番号	所在、地番	地目	地積（㎡）	最低制限価格（円）
1	和歌山市西浜字上新堤内ノ坪830番3	雑種地	794.80	26,000,000

備考 所有権移転登記に必要な登録免許税及び売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とする。

2 一般競争入札の参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市企業局職員
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等である者
- (6) 和歌山市水道局が行う契約からの暴力団排除に関する合意書2に規定する排除措置の対象となる法人等である者
- (7) 和歌山市企業局物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者
- (8) 和歌山市企業局建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者

3 一般競争入札参加案内を配布する場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市企業局経理課
- (2) 期間 令和4年1月25日（火曜日）から同年2月10日（木曜日）までの日（休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 一般競争入札の参加申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和4年1月25日（火曜日）から同年2月10日（木曜日）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までにおいて、所定の申込書を和歌山市企業局経理課に提出することにより申込みをしなければならない。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市企業局経理課
- (2) 期間 令和4年1月25日（火曜日）から同年2月10日（木曜日）までの日（休日を除く。）の午前9

時から午後5時まで

6 現場説明の日時及び場所

次の表の中欄に掲げる日時に、同表の右欄に掲げる場所において行う。

物件 番号	日時	場所
1	令和4年3月7日（月曜日）午前10時00分	和歌山市西浜字上新堤内ノ坪830番3

7 入札、開札の日時及び場所

次の表の中欄に掲げる日時に、同表の右欄に掲げる場所において行う。

物件 番号	日時	場所
1	令和4年3月11日（金曜日）午前10時00分	和歌山市役所

8 入札の方法

- (1) 入札書は、本人又は代理人が出頭して、所定の入札書を封書に入れて提出すること。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。
- (3) 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入し、押印して、1に示す土地の買受けを希望する金額（最低制限価格以上の金額）を記入すること。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札の参加資格のない者及び競争入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

10 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を、令和4年3月8日（火曜日）から同月10日（木曜日）までの午前9時から午後3時までに納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、入札終了後30日以内に口座振替により還付する。
- (3) 落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は和歌山市企業局に帰属する。

11 契約及び契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付した上で、令和4年3月17日（木曜日）までに契約を締結しなければならない。

12 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から20日以内に一括で納付しなければならない。

13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低制限価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最高の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札業務に関係のない和歌山市企業局の職員にくじを引かせ、落札者を決める。
- (3) 開札の結果、最高入札価格が最低制限価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

14 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局
和歌山市七番丁23番地
和歌山市企業局経営管理部経理課経理
電話 073-435-1125（直通）
- (2) 契約書作成の要否
必要である。

(3) 議会の議決
不要である。

(令和4年1月25日揭示済)